

茨城県報 第6207号

昭和49年3月28日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規 則	ページ
●茨城県市町村振興資金貸付規則の一部改正(地方課).....	1
告 示	
●土地改良事業の認可(農地管理課).....	2
●土地改良事業の適当決定(").....	2
●土地改良区定款変更の認可(").....	2
●換地処分があつた旨の届出(").....	2
●収用手続の開始(用地課).....	3
●道路区域の変更(道路維持課).....	3
●道路の供用開始(").....	4
●公有水面の埋立て免許(河川課).....	4
●土地改良区役員の就退任(4件)(土地改良事務所).....	5
(公 安 委 員 会)	
●交通規制の一部改正.....	7
公 告	
●県営土地改良事業計画(農地管理課).....	9
●土地立ち入り測量(用地課).....	9
●石下町御城土地区画整理組合の設立(都市計画課).....	9
●聴聞の実施(建築指導課).....	10
●住宅地造成事業の工事完了(").....	10
正 誤	
●昭和49年3月11日付茨城県報第6202号中.....	11

規 則

茨城県規則第6号

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県市町村振興資金貸付規則(昭和43年茨城県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「年6.5パーセント」を「年7.5パーセント」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年3月31日に貸付ける貸付金から適用する。

告 示

茨城県告示第256号

昭和48年11月28日付で上相田土地改良区から申請のあつた元谷地地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和49年3月22日認可したから、同法第48条9項の規定により公告する。

昭和49年3月28日、

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第257号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	縦覧の期間	縦覧の場所
石岡台地土地改良区	小 埜 地 区	昭和49年4月5日から 昭和49年4月25日まで	八 郷 町 役 場
同 上	瓦 谷 上 宿 地 区	同 上	同 上

茨城県告示第258号

昭和48年10月22日付で上相田土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和49年3月22日認可した。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第259号

昭和48年6月18日付農管指令第160号をもつて認可した両桁土地改良区山寺地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第260号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定により、次のとおり収用の手続の開始を告示する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道245号改築工事(那珂湊バイパス)並びにこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 収用の手続が開始される土地
茨城県那珂湊市字峯後、字田中後及び字獅子前地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
茨城県那珂湊市役所

茨城県告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和49年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

路線名	道路の区域	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
一般国道二九三号	那珂郡大宮町大字富岡 字松川原478番の1から	旧	メートル 最大 31.0 最小 4.5	メートル 1,495.5	
	那珂郡大宮町字宮中3961番まで	新	最大 82.5 最小 11.2	1,360.0	
県道山方大宮線	那珂郡山方町大字山方字批把川 4丁目1411番の1から	旧	最大 7.6	10,260.2	
	那珂郡大宮町大字富岡字河原坪 1651番の1まで		最小 3.9		
県道山方大宮線	那珂郡山方町大字山方字批把川 4丁目1411番の1から	新	最大 8.7	10,389.7	
	那珂郡大宮町大字富岡字川原前 1543の1まで		最小 3.9		

茨城県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和49年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道 293号	那珂郡大宮町大字富岡字松川原 478番の1から 那珂郡大宮町字宮中3961番まで	49年3月29日
県道 山方大宮線	那珂郡大宮町大字富岡字河原坪 1651番の1から 那珂郡大宮町大字富岡字川原前 1543番の1まで	〃

茨城県告示第263号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 埋立てを免許した公有水面
土浦市大字常名三神宮下2345及び2346の1地先の公有水面
- 2 埋立ての面積
2,973.83平方メートル
- 3 埋立ての目的
公園敷地の用に供するため
- 4 埋立工事の着手及びしゅん功期限
着 手 日 免許の日から30日以内
しゅん功期限 昭和49年6月20日
- 5 埋立免許年月日
昭和49年3月19日(河指令第8号)
- 6 埋立て免許を受けたもの
土 浦 市

茨城県告示第264号

石岡市大字石岡字茨木 14345 番地に事務所をおく石岡台地土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので土地改良法（昭24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年3月28日

茨城県土浦土地改良事務所長 山 崎 三 郎

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩間町大字土師622	理 事	塩 畑 守 正	

茨城県告示第265号

稲敷郡河内村大字源清田1936番地に事務所をおく豊田新利根土地改良区から役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年3月28日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 岡 野 健 次

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
竜ヶ崎市長峰町824の1	理 事	矢 口 理 助	

茨城県告示第266号

稲敷郡牛久町牛久 110 番地に事務所をおく稲荷川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年3月28日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡牛久町大字新地288	理 事	一 石 亮	
" " " 458	"	豊 島 佑 吉	
" " 大字庄兵ニ新田207	"	野 島 英 夫	
" " 大字城中70	"	犬 田 利 夫	
" " " 14の2	"	関 口 勇	
" 荃崎村大字菅間379の1	"	木 村 喜 一	理 事 長
" " 大字高崎791	"	相 沢 勘 壱	
" " 大字天宝喜257	"	蛭 原 三喜男	
" " 大字小荃236	"	栗 原 良 夫	
" " 大字若栗924	"	飯 本 三 郎	

"	"	"	乙45の2	"	北 島 繁 成	
"			牛久町大字新地272	監 事	中 島 直 吉	総括監事
"			茎崎村大字小茎1031	"	飯 塚 久 吾	
"	"		大字庄兵工新田53	"	細 田 義 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡牛久町大字新地288	理 事	一 石 亮	理 事 長
" 茎崎村大字菅間379の1	"	木 村 喜 一	
" " 大字高崎791	"	相 沢 勘 耆	
" 牛久町大字城中70	"	犬 田 利 夫	
" " 大字新地458	"	豊 島 佑 吉	
" " 大字庄兵工新田207	"	野 島 英 夫	
" " 大字城中14の2	"	関 口 勇	
" 茎崎村大字天宝喜257	"	蛭 原 三喜男	
" " 大字小茎236	"	栗 原 良 夫	
" " 大字若栗924	"	飯 本 三 郎	
" " " 乙45の2	"	北 島 繁 成	
" 牛久町大字新地272	"	中 島 直 吉	
" 茎崎村大字小茎1031	監 事	飯 塚 久 吾	総括監事
" " 大字庄兵工新田53	"	細 田 義 雄	
" 牛久町大字城中2770	"	小 川 来太郎	

茨城県告示第267号

稲敷郡桜川村古渡 840 番地に事務所をおく桜川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年3月28日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡桜川村大字三次1196	理 事	燕 内 長 一	
" " " 488	"	宮 本 弘	
" " 大字岡飯出631	"	松 田 勝 治	
" " " 198	"	坂 井 明	
" " 大字古渡404	"	堀 口 好 雄	
" " " 455	"	諸 岡 四 郎	

"	"	"	103	"	諸 岡 茂
"	"	大字柏木古渡14		"	諸 岡 豊 二
"	"	大字柏木 8		"	浅 野 彦 治
"	"	大字堀之内262		"	早 川 三 男
"	"	大字羽生459		"	矢 崎 幸 雄
"	"	大字飯出858	監 事		根 本 正
"	"	大字古渡807の 1		"	永 長 栄三郎
"	"	大字柏木521		"	糸 賀 茂

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡桜川村大字三次1196	理 事	蕪 内 長 一	
" " " 488	"	宮 本 弘	
" " 大字岡飯出631	"	松 田 勝 治	理 事 長
" " " 198	"	坂 井 明	
" " 大字古渡404	"	堀 口 好 雄	
" " " 455	"	諸 岡 四 郎	
" " " 103	"	諸 岡 茂	
" " 大字柏木古渡14	"	諸 岡 豊 二	
" " 大字柏木 8	"	浅 野 彦 治	
" " 大字堀之内262	"	早 川 三 男	
" " 大字羽生492	"	矢 崎 茂 雄	
" " 大字須賀津953の 3	"	飯 田 稔	
" " 大字飯出858	監 事	根 本 正	
" " 大字古渡807の 1	"	永 長 栄三郎	総 括 監 事
" " 大字柏木521	"	糸 賀 茂	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第 105 号）第 4 条第 1 項の規定により茨城県公安委員会が行なう交通規制（昭和45年茨城県公安委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

昭和49年 3 月 28 日

茨城県公安委員会委員長 大 平 二 郎

別表第 1 笠間警察署管内の表中27の項の次に次のように加える。

28	国 道 50号線	笠間市大字福原2975番先	関戸入口交差点
----	-------------	---------------	---------

同表 勝田警察署管内の表中52の項の次の次のよりに加える。

53	国道 6号線	勝田市大字田彦1600番先	勝田パークボール前交差点
54	国道 6号線	勝田市大字田彦999番先	佐和工場南側交差点
55	村道	那珂郡東海村大字舟石川270番先	舟石川十字路

同表 日立警察署管内の表中127の項の次に次のよりに加える。

128	市道	日立市大みか町2丁目26番8号先	大みか駅前交差点
129	国道 245号線	日立市幸町2丁目10番1号先	労働基準監督署前三差路

同表 高萩警察署管内の表中22の項の次に次のよりに加える。

23	国道 6号線	高萩市高浜町3丁目59番2号先	
----	-----------	-----------------	--

同表 鹿島警察署管内の表中50の項の次に次のよりに加える。

51	県道	鹿島郡鹿島町大字長栖325番地	長栖横断路
----	----	-----------------	-------

同表 水海道警察署管内の表中17の項の次に次のよりに加える。

18	国道 294号線	水海道市大字淵頭2914番先	淵頭十字路
----	-------------	----------------	-------

同表 古河警察署管内の表中39の項の次に次のよりに加える。

40	国道 125号線	猿島郡総和町大字小堤1425番の1先	安喰商店前十字路
----	-------------	--------------------	----------

同表 境警察署管内の表中31の項の次に次のよりに加える。

32	県道	猿島郡境町大字猿山1211番の3先	栗田商店前
33	県道	猿島郡境町大字上小幡422番の1先	西泉田十字路

別表第2 水戸警察署管内の表中780の項の次に次のよりに加える。

781	県道	水戸市元吉田町1628番の1先から向い側まで (ジーンズ元吉田町店前)	
-----	----	--	--

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法第87条第1項の規定に基づき、県営八千代西部地区土地改良事業計画につき、土地改良事業を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

県営八千代西部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 期 間 昭和49年3月29日から昭和49年4月19日まで

3 縦 覧 場 所 八千代町役場

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一般国道245号改築工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂湊市字関戸地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年3月28日から昭和49年12月31日まで

●石下町御城土地区画整理組合の設立

石下町御城土地区画整理組合の設立については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定に基づき昭和49年3月20日認可したので、同法第21条第3項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 組 合 の 名 称 石下^町御城土地区画整理組合

2 事業施行期間 昭和49年3月28日から昭和52年3月31日まで

3 施 行 地 区

石下町大字本石下字滝所の全部の区域

石下町大字本石下字愛宕, 字愛宕前, 字松並, 字新堤, 字御城, 字矢場畑, 字向矢場畑, 字出

(字向矢場畑)

口, 字東上組, 字五反田, 字松葉, 字松葉裏, 字松葉前の各一部の区域
石下町大字新石下字北浦, 字愛宕前の各一部の区域

4. 事務所の所在地

石下町大字新石下576-2 石下町役場

5 設立認可の年月日

昭和49年3月20日

6 事業年度 昭和48年度から昭和51年度まで

7 公告の方法 事務所の掲示場及び市町村の事務所

●聴聞の実施

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により, 聴聞を次により行なう。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 宅地建物取引主任者 中 山 芳 雄

2 日 時 昭和49年4月1日 午前11時

3 場 所 水戸市三の丸1-5-38

茨城県土木部建築指導課

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定に基づき, 次の地域の工事が昭和49年2月22日に完了したことを公告する。

昭和49年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

(第1工区)

稲敷郡牛久町大字牛久字大淵1104番, 1105番の5~同番の7, 字甲塚1174番~1176番, 1179番~1194番, 1198番~1201番, 1203番, 1241番, 1242番の1~同番の4, 1246番, 1247番, 1248番の1~同番の3, 1249番~1253番, 1254番の1~同番の2, 1255番~1259番, 1260番の1~同番の3, 1261番, 1262番, 1265番, 1266番, 字貝塚1291番, 1291番の1, 1292番, 1293番

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区諏訪町301番地

東宝商事株式会社

代表取締役 高 須 祐

正 誤

昭和49年3月11日付茨城県報第6202号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	誤正
2	17	第48条第7項において準用する同法第8条第6項	第48条第6項において準用する同法第48条第5項

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所